

特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況の公表

(令和8年7月13日公表)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項に基づき、特定事業主行動計画の実施状況を公表するものです。

目標1 年次有給休暇の平均取得日数を15日とします。

※年次有給休暇を20日以上付与された者に限る。

※平均取得時間は前年からの繰越日数を含むが、平均取得率は繰越日数を含まない。

時間 区分		目標 平均取得日数	目標設定時(令和6年) 平均取得日数	令和7年 平均取得日数	令和7年 平均取得率	《参考》 対象人数
一般 行政職	男	15日	14日 6時間	13日 1時間	61.88%	16人
	女	15日	15日 6時間	13日 4時間	65.00%	5人
全体		15日	15日 0時間	13日 2時間	62.62%	21人

目標2 健康診断の結果、要再検とされた職員の再検査受診率を100%とします。

※再検査（要精検、要治療）が必要だと判断された職員に対し受診勧奨を行う。

時間 区分		目標 再検査受診率	目標設定時(令和6年度) 再検査受診率	令和7年度 再検査受診率	《参考》 勧奨対象人数
一般 行政職	男	100%	100.0%	66.7%	3人
	女	100%	100.0%	50.0%	2人
全体		100%	100.0%	60.0%	5人